

高齢者福祉の手引き



各務原市高齢福祉課



目 次

■総合的な高齢者福祉サービスのために	1
各務原市要援護高齢者台帳とは	
台帳登録に際して	
個人情報取り扱いについて	
■高齢者等生活支援事業	2
1 食の自立支援	2
2 緊急通報システムの設置（緊急通報端末装置等の貸与）	3
3 高齢者住宅改善助成	4
4 高齢者いきいき生活サポート事業	5
5 成年後見制度利用支援事業	6
6 養護老人ホーム	6
■高齢者等家族介護支援事業	7
1 紙おむつ等購入助成券支給	7
■相談支援・関係機関等	8
1 地域包括支援センター	8
2 行方不明高齢者の捜索	9
3 日常生活自立支援事業	9
4 成年後見制度	10
5 福祉有償運送（移送サービス）	11
6 関係機関	12
■用語の定義	13
1 要援護高齢者	13
2 要援護区分の見方	13～14
■民生委員は、あなたのまちの相談相手です	15



総合的な高齢者福祉サービスのために

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、支援が必要な高齢者のための台帳登録制度を設けています。

【各務原市要援護高齢者台帳とは】

- (1) 市内に居住する原則65歳以上の高齢者で、虚弱なひとり暮らしの方や高齢者世帯の方などで、何らかの援護が必要な方を登録している台帳です。なお、介護保険の要介護認定者は40歳以上の方でも登録できます。
- (2) 台帳は、市・地域包括支援センター、民生委員児童委員及び地域の見守り活動を行うボランティアなど、高齢者を支援するための情報として活用されます。

※令和3年度より台帳及び台帳登録を必要とする申請書類などの押印を廃止いたします。

【台帳登録に際して】

迅速にお身体の状態把握等を行うため、皆様のお近くにお住まいの民生委員(15ページ参照)よりご意見を伺っています。

要援護高齢者台帳の登録及び各サービスの申請について不明な場合は、担当地区の民生委員や市役所高齢福祉課にお尋ねください。

【個人情報の取り扱いについて】

- (1) 友愛訪問事業などのため、ご本人の同意により、社会福祉協議会、小中学校、ボランティア団体等へ情報提供しています。
- (2) 介護保険法で定められた地域包括支援センターについては、市が設置し、事業委託していることから、ご本人の意思に関わらず情報提供しています。
- (3) 緊急時や救急活動等のため、ご本人の意思に関わらず、高齢者を支援するための情報として活用させていただくことがあります。

■お問合せ

高齢福祉課 高齢福祉係 ☎058-383-1779 (直通)



高齢者等生活支援事業

1 食の自立支援

安否確認が必要な方で、かつ買物・調理が困難な方に夕食を提供します。

提供の際には、「食の自立」の観点より十分なアセスメント（調査）を行います。■対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
 - ② 虚弱な高齢者および、重度障がい者（65歳未満で要支援または要介護認定を受けている方）の世帯など
- ※利用には「要援護高齢者台帳」の登録が必要です。

■費用 1食（650円(税別)）につき、利用者負担額は下記の額となります。

利用者が市民税非課税世帯に属する場合・・・300円負担

利用者が市民税課税世帯に属する場合・・・350円負担

（減塩等特別食は、差額分本人負担となります。）

■条件 原則として、配食は直接手渡しで夕食を提供します。

※配達時間は、おおむね午後1時30分から6時までの間です。不在となることがわかっている場合は配達業者が示した時間までに業者へキャンセルの連絡をお願いします。なおキャンセルの連絡がなく配達時にご不在の場合は安否確認ができなかったと判断し食事は持ち帰らせていただきます。なお、その際の食費は自己負担となります。

■お問合せ 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎058-383-1779（直通）

2 緊急通報システムの設置（緊急通報端末装置等の貸与）

ひとり暮らしの方などの緊急時に備え、「緊急ボタン」を押せばすぐに消防署へ連絡が入る緊急通報システム機器をご自宅に設置（貸与）します。

このシステムは、消防署への連絡のほか「相談ボタン」を押すとコールセンターに繋がり、看護師等の専門的な知識を持つオペレーターが24時間365日健康相談などをお受けします。またコールセンターから月に1回、安否確認のために電話をおかけする「見守りお元気コール」を行います。

※システムの設置には固定電話が必要です。回線の種類によっては緊急通報装置に使用できないタイプの機種があります。ご不明な点は各務原市高齢福祉課（☎058-383-1779）へお尋ねください。

■対象者 次のいずれかに該当する方で、疾病・障がい・老衰等があり、急病等緊急時対応が必要な方

①65歳以上のひとり暮らしの高齢者

②虚弱な高齢者および、重度障がい者（65歳未満で要支援または要介護認定を受けている方）の世帯など

※利用には「要援護高齢者台帳」の登録が必要です。

■費用（設置料）

利用者世帯の階層区分	利用者負担額
生活保護世帯	0円
生計中心者の前年度市民税非課税世帯	
生計中心者の前年度市民税額が60,000円未満の世帯	
生計中心者の前年度市民税額が60,000円以上90,000円未満の世帯	半額(約24,000円)(税別)
生計中心者の前年度市民税額が90,000円以上の世帯	全額(約48,000円)(税別)

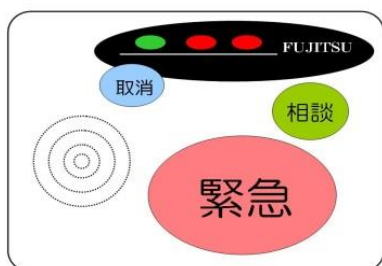
*無線式押しボタン（ペンダント）は紛失しやすいのでご注意ください。

万一紛失の際は実費弁償していただきます。ご了承ください。

*入所、転出、死亡等で機器が不要となった場合は2機器とも市へご返却いただきます。

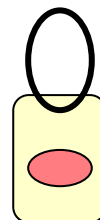
■設置する機器…市より下記の2つの機器を貸与します

●緊急通報端末装置



固定電話に接続し設置します

●無線式押しボタン（ペンダント）



持ち運び可能で首からかけたり、就寝時はお手元に置くことも可能です。ご自宅敷地内（左記端末が感知する距離内）であれば使用可能です。（注：紛失時、要実費弁償）

■お問合せ 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎058-383-1779（直通）

3 高齢者住宅改善助成

在宅で寝たきり又は認知症高齢者などの住宅をバリアフリー化するための資金を助成します。

■対象者 次の①～④のすべてに該当する方

- ① 市内に住所のある方
 - ② 次のいずれかに該当する方又は同居・同居しようとする方
 - ・ 65歳以上で寝たきりの程度 [ランク A・B・C]
 - ・ 介護を要する認知症の方（65歳未満であって初老期認知症に該当する方を含みます。）
 - ③ 地域包括支援センターが住宅改善を必要と認めた方
 - ④ 世帯の生計中心者の前年市民税課税年額が93,000円以下の世帯
- ※利用には「要援護高齢者台帳」の登録が必要です。

■申請方法 所定の申請書に工事見積書、写真等を添付して、ご提出ください。審査の上、助成します。（事前申請が必要です。）

■助成限度額 最大300,000円
（該当住宅につき、原則1回限り。助成率は次ページのとおり）

- 助成率 世帯の生計中心者の市民税課税年額（前年度分）の状況により助成率を決定します。

生計中心者の市民税額	助成率
生活保護世帯・市民税非課税	100%
1円～27,000円以下の世帯	80%
27,001円～93,000円以下の世帯	60%

※世帯の生計中心者の前年の市民税額が93,001円以上の場合は、対象外となります。

- お問合せ 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎058-383-1779（直通）

4 高齢者いきいき生活サポート事業

人生経験豊かで元気な高齢者が、虚弱な高齢者にとってままならない作業をワンコイン（有償）でお引き受けし、暮らしのお手伝いをします。

※シルバー人材センター会員が、ご要望の作業内容を確認の上現地に出向き作業します。

- 対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯
※利用には「要援護高齢者台帳」の登録が必要です。

- 費用 100円 可燃物ゴミ出し、電球・蛍光灯の交換、植木・花の水やり、石油ストーブ等給油、電気製品電池交換など、作業時間がおおむね10分未満の作業
500円 資源ゴミ分別出し、家具・電気器具の移動、暖房器具・扇風機の入替、簡単な買い物、お話し相手など、作業時間がおおむね10分以上1時間以内の作業

※その他のサービスはご相談に応じます。

詳細については公益社団法人 各務原市シルバー人材センター へお尋ねください。

- お問合せ 公益社団法人 各務原市シルバー人材センター ☎058-371-2300
高齢福祉課 高齢福祉係 ☎058-383-1779（直通）

5 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度（10ページ参照）を利用する方について、一定の要件に該当する場合は、市長が申立人となり、裁判所へ審判請求を行います。

また、審判請求費用・成年後見人等の報酬についても、一定の要件に該当する場合、助成が受けられます。

- お問合せ 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎058-383-1779（直通）
各務原市成年後見支援センター ☎058-322-5118

6 養護老人ホーム

家庭環境及び経済的理由により、自宅で生活を続けることが困難な65歳以上の高齢者のための施設です。

入院治療を要する方、介護保険法による施設サービス利用が可能な方は対象となりません。

■利用施設

施設名	所在地	電話番号	定員
各務原市慈光園	各務原市那加山崎町3-1	058-380-2001	52名

- お問合せ 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎058-383-1779（直通）

高齢者等家族介護支援事業

1 紙おむつ等購入助成券支給

在宅で寝たきり等の高齢者を介護している家族に、紙おむつ等の購入助成券を支給しています。

■対象者 原則、次の①～④のすべてに該当する方

- ① 市内に住所のある65歳以上の高齢者又は介護保険受給者
- ② 常時紙おむつ又は紙パンツを使用している方
- ③ 在宅において同居家族に介護されている方
- ④ 介護保険法に基づく要介護認定により要介護3以上の認定を受けた方。

※要介護2以下の方で、障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準がB若しくはCランクに該当する者又は認知症高齢者の日常生活自立度判定基準がⅢ若しくはⅣランクに該当する方については対象となります。

※利用には「要援護高齢者台帳」の登録が必要です。

■助成額 月額3,000円分の助成券を交付

※年2回支給（3月〈4月～9月分〉・9月〈10月～3月分〉）

■対象用品 紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッド、清拭用品、防水シート、防水シーツ

- その他
- ・予防での常時使用は対象になりません。
 - ・入院もしくは施設に入所されている方は対象になりません。
 - ・障がい者紙おむつ購入助成事業との重複利用はできません。
 - ・協力店（市薬業会に加盟する薬局・薬店等）で使用できます。
 - ・一回の購入費用が3,000円未満の場合、おつりはできません。
 - ・随時申請分については審査決定月から各期の残り分を交付します。

■お問合せ 高齢福祉課 高齢福祉係
☎058-383-1779（直通）

相談支援・関係機関等

1 地域包括支援センター

社会福祉士・保健師又は看護師・主任ケアマネジャーの資格を持つ職員がご本人やご家族の生活上の相談に応じて、各種保健福祉サービスを紹介し、関係機関との調整を行います。

■主な業務

- ① 総合的な相談・支援（高齢者の方の総合相談窓口です）
- ② 高齢者の権利擁護（日常生活自立支援事業、成年後見人制度の相談）
- ③ 高齢者虐待の防止と早期発見
- ④ 事業対象者、要支援1・2と認定された方の介護予防プラン作成
- ⑤ 介護予防・生活支援サービスの対象となる方の把握と介護予防プラン作成
- ⑥ 介護予防、認知症予防教室、家族介護教室の開催
- ⑦ 認知症に関すること

■場 所 お住まいの小学校区の地域包括支援センター

小学校区	名 称	所在地	電話番号
那加第一 尾崎 蘇原第一	地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	那加西市場町7丁目 285-1	058-371-3081
那加第二 那加第三 蘇原第二	地域包括支援センター 各務原市社会福祉協議会	那加桜町2丁目163	058-383-7624
稲羽西 稲羽東	地域包括支援センター つつじ苑	大佐野町2丁目58	058-371-2226
陵南 鵜沼第二 中央☆2	地域包括支援センター フェニックス・かかみ野	鵜沼各務原町6丁目 50	058-384-8844
各務 八木山 中央☆1	地域包括支援センター カーサ・レスパート	各務おがせ町9丁目 282	058-381-3800
鵜沼第一 鵜沼第三 緑苑	地域包括支援センター ジョイフル各務原	鵜沼小伊木町3丁目 170-1	058-379-2521
川島	地域包括支援センター リバーサイド川島園	川島河田町1348	0586-89-2979

中央☆1 自治会（船山・坂井・東島・各務西組第1）

中央☆2 中央☆1以外

※地域包括支援センターを訪問される場合は、できるだけ事前に電話予約をしていただきます
ようお願いします。

■相談費用 無料

■利用日時 月曜日～金曜日
午前9時～午後5時

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

※緊急のご相談は、24時間
受付けます。



2 行方不明高齢者の搜索

高齢者の方が行方不明になり、家族だけでは捜しきれないような場合は、各務原警察署生活安全課（☎058-383-0110（代））または最寄りの交番・駐在所に「行方不明者届」を提出してください。

市では、警察からの協力要請（家族の了承がある場合）により、防災行政無線や情報メールで搜索情報の放送、配信をしています。

※放送やメール配信では、住所（町名まで）、年齢、性別、身長、髪型、服装等の情報が流れます。

■携帯メールの登録

t-kakamigahara@sg-m.jp

「情報メール」登録・解除をクリックするとメール配信が可能になります。



3 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的・精神障がい者などで、自分ひとりで判断が困難なため、日常生活に不安のある方は、日常生活自立支援事業を利用することができます。

■主な業務 福祉サービスの利用援助
日常の金銭管理サービス
書類預かりサービス

■お問合せ 各務原市社会福祉協議会 ☎058-383-7610（直通）
（那加桜町2丁目163）

4 成年後見制度

成年後見制度は認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力の不十分な方々の財産、権利、法律行為などを守るために、家庭裁判所によって、選ばれた成年後見人等（後見人、保佐人、補助人）が、本人の権利を守る制度です。

■相談先

名 称	所在地	電話番号
地域包括支援センター	<p>8ページをご覧ください</p> <p>※ 高齢者やそのご家族の相談窓口です。まずは、地域包括支援センターにご相談ください。</p>	
各務原市成年後見支援センター	各務原市那加桜町 2-163 総合福祉会館 2 階	058-322-5118
社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 生活相談センターさぽーと	各務原市那加桜町 2-163	058-383-7610 (フリーダイヤル) 0120-198-365
公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート 岐阜県支部	岐阜市金竜町 5-10-1 岐阜県司法書士会館内	058-259-7118
一般社団法人 岐阜県社会福祉士会 権利擁護センター ばあとなあ岐阜	岐阜市下奈良 2-2-1	058-277-7216

5 福祉有償運送（移送サービス）

単独では、交通機関を利用して外出することが困難な高齢者や障がい者が利用できる移送サービスで、通院などにご利用することができます。

■対象者 次のいずれかに該当する方

- ①身体障がい者（肢体不自由、内部障がい者等）
- ②知的障がい者
- ③精神障がい者
- ④介護保険法に基づく要介護または要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者

■申し込み 直接事業所へ

※利用される方は、事業所への会員登録が必要となります。

※利用料金は、一般タクシーの半額程度です。

■福祉有償運送事業所

名称	所在地	電話番号	対象者
社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会	各務原市那加桜町 2-163	058-383-7610	介護・障がい者
NPO法人 福祉サポートセンター かかみがはら(わたぼうし)	各務原市鵜沼三ツ池町 5-173-1	058-379-1268	介護・障がい者
NPO法人 さわやか伝言ばん	各務原市鵜沼東町 8-5	058-379-5017	介護・障がい者
NPO法人ほおずきの会	各務原市上中屋町 2-183	058-382-2201	介護・障がい者
NPO法人ピッコロ	各務原市鵜沼朝日町 3- 136	058-384-6215	介護・障がい者
NPO法人ぎふ市民協 おでかけ支援センター 各務原	各務原市那加石山町 1-110	070-5640-9708	介護・障がい者
NPO法人 ギフ福祉ネットワーク 東部	岐阜市野一色 4-15-12	058-248-6050	介護・障がい者
NPO法人 生活サポート・助け足ネット	岐阜市北山 1-14-27	058-243-5306	介護・障がい者

※上記以外に、身体介護＋乗降介助を行う営利法人の介護タクシーもありますが、料金は一般タクシー並みとなります。

■お問合せ 福祉総務課 福祉総務係 ☎058-383-1358（直通）

6 関係機関

機 関 名	所 在 地	電 話
各務原市役所高齢福祉課	各務原市那加桜町 1-69	058-383-1779 (直通)
各務原市役所介護保険課		058-383-1778 (直通)
岐阜県高齢福祉課	岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁舎内	058-272-1111 (代表)
岐阜地域福祉事務所		058-272-1930 (直通)
岐阜保健所	各務原市那加不動丘 1-1 県健康科学センター内	058-380-3002 (直通)
岐阜家庭裁判所	岐阜市美江寺町 2-4-1	058-262-5121 (代表)
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 岐阜県福祉総合相談センター	岐阜市中 2-470 (岐阜県立寿楽苑内)	058-239-8063 (代表)
		*福祉なんでも 110 番 専用ダイヤル 058-234-0110
社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会	各務原市那加桜町 2-163	058-383-7610 (直通)
公益社団法人 各務原市シルバー人材センター	各務原市那加東垂町 106	058-371-2300 (直通)
岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色 4-6-1	058-246-1111 (代表)
東海中央病院	各務原市蘇原東島町 4-6-2	058-382-3101 (代表)
各務原警察署	各務原市蘇原中央町 2-1-3	058-383-0110 (代表)



用語の定義

1 要援護高齢者

市内に居住する原則65歳以上の高齢者で、虚弱なひとり暮らしの方や高齢者世帯の方などで、何らかの援護の必要な方

※介護保険の要介護（支援）認定者は40歳以上の方も対象となります。

2 要援護区分の見方

①寝たきりの程度（障がい高齢者の日常生活自立度判定基準）

種類	区分	内容	詳細区分	内容
虚 弱	J	何らかの障がい等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。	J-1	交通機関等を利用して外出する。
			J-2	隣近所へなら外出する。
準寝たきり	A	屋内での生活は、概ね自立しているが、介助なしには外出しない。	A-1	介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。
			A-2	外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり	B	屋内での生活は、何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。	B-1	車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。
			B-2	介助により車いすに移乗する。
	C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。	C-1	自力で寝返りをうつ。
			C-2	自力では寝返りもうたない。

（平成3年11月18日 老健第102-2号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）

②認知症の程度（認知症高齢者の日常生活自立度判定基準）

ランク	内 容	詳細	詳細内容
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		
II	日常生活に支障を来すような症状・行動（幻視・幻聴、妄想、昼夜逆転、暴力、徘徊、失禁、大声・奇声、火の不始末、不潔行為、異食、物を拾い集めるなど）や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	II a	家庭外で左記IIの状態が見られる。 （たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスがめだつ等）
		II b	家庭内でも左記IIの状態が見られる。（服薬管理ができない、電話の応答や訪問者との対応など一人で留守番ができない等）
III	日常生活に支障を来すような症状・行動（着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等）や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	III a	日中を中心として左記IIIの状態が見られる。
		III b	夜間を中心として左記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。（見られる症状・行動の例はランクIIIに同じ）		
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。（せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等）		

（平成 18 年 4 月 3 日 老発第 0403003 号 厚生省老人保健福祉局長通知）

民生委員は、 あなたのまちの相談相手です

■ 民生委員をご存じですか（民生委員法 第5条）

民生委員は、「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣に委嘱された社会奉仕をする人として、地域住民の立場に立って、みなさまの暮らしを支援する人です。

■ お気軽にご相談ください

民生委員は、地域のみなさまの相談相手です。高齢者の介護に関すること、生活の中で気になっていることがございましたら、お気軽にご相談ください。

■ みなさまを支援するサービスを紹介します

地域にお住いのみなさまの心配ごとなどを解決するために、専門機関や福祉サービスなどをご紹介します。また、みなさまと行政とのパイプ役や調整役を務めます。

■ あなたの相談内容の秘密を守ります（民生委員法 第15条）

民生委員には守秘義務があります。地域のみなさまから受けた相談内容の秘密を守ります。個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行います。





手引きに関するお問合せ

各務原市高齢福祉課

高齢福祉係

☎058-383-1779 (直通)